**マンデートレター**

　　年　　月　　日

（アレンジャー）[*アレンジャー名*]　御中

株式会社●●（以下、「当社」といいます。）は、●年●月●日付のアレンジャー提案のタームシート（以下、「タームシート」といいます。）に記載された条件に沿ったシンジケートローン（以下、「本件」といいます。）に関し、下記条件を十分に理解したうえ、下記条件に従い、アレンジャーに対して本件の組成（以下、「本件組成」といいます。）を行うことを委託します。

記

1. 委託方式（【アンダーライト／ベストエフォート】）

【（※アンダーライト方式の場合）アレンジャーは、タームシートに記載された条件にて本件組成を行うものとします。本件組成の結果、タームシート記載の組成金額に至らない場合、その差額分についてはアレンジャーの参加金額を増額するものとします。

／（※ベストエフォートの場合）アレンジャーは、タームシートに記載された条件にて本件組成に向けて商業上合理的な最大の努力をするものとします。アレンジャーは、貸付人として本件組成に参加する義務を負わず、本件組成に向けてかかる努力をする限り、本件組成に至らない場合においても何ら責任を負いません。】

1. 組成期間

アレンジャーが本件組成を行う期間（以下、「本件組成期間」といいます。）は、本書の差入日から本件組成に係る契約（以下、「本契約」といいます。）の締結日【（※具体的な有効期限を設ける場合）又は●年●月●日のうちいずれか早い方の日】までとします。本件組成期間中、当社及びアレンジャーは、本書の条件に違反があった場合を除き、別途合意しない限り本書を解除できないものとします。

1. 組成協力・情報開示等
2. 当社は、本件組成期間中、本件組成に協力するものとし、アレンジャーが本件組成を行う上で必要となる当社に関する情報（決算関連資料及び借入残高表を含みます。また、非公開情報を含む場合があります。）をアレンジャーの求めに応じて速やかに提供するとともに、当社に関する情報が参加招聘対象の金融機関に提供されることに合意します。
3. 当社は、本件組成期間中に、アレンジャーの事前の書面による同意なく、アレンジャー以外の者に対して本件と同旨の組成を委託しないものとし【（※子会社/関連会社による委託を禁止する場合）、また、当社の直接又は間接の子会社[又は関連会社]をして本件と同旨の組成を委託させないものとし】ます。
4. 当社は、本件に関する参加金融機関の選定、及び、各参加金融機関の参加金額が、当社とアレンジャーの協議のうえでアレンジャーにより決定されるものであることを確認します。
5. アレンジャーは、本件組成の過程において、当社の同意を得てその条件を変更することができるものとします。
6. 【（※参加行との直接交渉を禁止する場合）当社は、本件組成期間中に、アレンジャーの事前の同意なく、アレンジャー以外の者との間で本契約に関して交渉しないものとします。】
7. 【（※別途フィーレターを締結する場合には、本括弧部分は削除可能）アレンジメントフィー及び】費用等

【（※別途フィーレターを締結する場合には、本括弧部分は削除可能）当社は、本件組成（①参加金融機関の招聘業務、②ドキュメンテーション業務、③クロージング業務を含みます。）の対価として、タームシートに記載された条件に従ってアレンジメントフィーを本契約締結日にアレンジャーに対して支払います。但し、本契約が締結されなかった場合のアレンジメントフィーの支払については、当社とアレンジャーの間の協議によって決定するものとします。また、】当社は、本契約の締結又は本契約に基づく融資の成否にかかわらず、本件組成に関する諸費用（弁護士費用を含む書類作成費用及び印紙税を含む公租公課等を含みますが、これらに限定されません。）を負担します。

1. 組成の中止

本書差入日以降、以下のいずれかの場合には、アレンジャーは、当社と協議を行った上で、その裁量により本件組成を中止することができるものとします。この場合、アレンジャーは、本件組成の中止について何らの責任も負いません。

1. 当社の財務状況の重要な変更が生じた場合
2. 国内外の金融環境若しくは市場環境に重要な影響を及ぼす事由が生じた場合
3. アレンジャー及び参加招聘対象の金融機関に対する情報提供に関して当社の協力を得られない場合
4. その他タームシートに記載された条件による本件組成が著しく困難となる事情が発生したとアレンジャーが判断する場合
5. 情報登録の承諾

当社は、アレンジャーがリフィニティブ・ジャパン株式会社、ディール・ロジック リミテッド、ブルームバーグ L.P.等の金融情報提供会社に対し、リーグテーブル作成に必要な本件組成内容に係る情報登録を行うことを承諾します。

1. 準拠法、裁判管轄

当社は、本書の準拠法を日本法とすること、及び本書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の非専属的管轄権を有する裁判所とすることに同意します。

以上

 印

株式会社●●